

令和2年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠]

【問題Ⅰ】

デザイナー**甲**は、「自転車」にかごを設置した「かご付き自転車」の意匠**イ**と意匠**ロ**を単独で創作し、意匠**イ**に係る意匠登録出願**A**と意匠**ロ**に係る意匠登録出願**B**を令和2年（2020年）4月1日に出願した。意匠登録出願**B**は、意匠**イ**を本意匠とする関連意匠登録出願である。

意匠登録出願**A**及び意匠登録出願**B**について令和2年（2020年）10月30日に登録査定 of 謄本が送達され、**甲**は登録料をすぐに納付し、意匠権の設定の登録がなされた。

また、**甲**は令和2年（2020年）8月1日から自己のウェブサイト在意匠**ロ**を一般に公開した。意匠**イ**については実施をしていない。

その一方で、**甲**は、デザイナー**乙**と共同して意匠**ロ**に類似する「かご付き自転車」の意匠**ハ**を創作し、意匠登録の取得を希望している。**甲**は、意匠**ハ**からかごを取り除いた「自転車」の意匠**ニ**についても意匠登録の取得を希望している。「自転車」は、「かご付き自転車」の一部に当たる。

甲は、競業他社の自転車開発の動向を踏まえ急ぎ出願をするため、上記出願**A**及び出願**B**の意匠権の設定の登録後、これらの意匠公報の発行前に弁理士に相談した。なお、意匠の類否関係は次のとおりである。意匠**イ**は、意匠**ロ**にのみ類似し、意匠**ハ**及び**ニ**とは類似しない。意匠**ハ**と意匠**ニ**は類似する。上述したとおり意匠**ロ**と意匠**ハ**は類似する。意匠**ロ**と意匠**ニ**が類似するか否かは不明である。

以上の事実を前提として、以下の設問に答えよ。

甲から相談を受けた弁理士として、意匠**ハ**に係る意匠登録出願**C**と意匠**ニ**に係る意匠登録出願**D**の両方について同日に出願をして意匠登録を受けるために検討すべき点を条文と共に説明し、併せて具体的な手続について説明せよ。

【55点】

【問題Ⅱ】

甲は、日本国内において、自ら創作した意匠**イ**に係る物品**a**を業として製造し、**丙**に納品していた。

その後、**乙**は、物品**b**に係る意匠**ロ**を出願し、意匠登録を受けた。意匠**ロ**の形状、模様及び色彩の結合（以下、形状等）は、意匠**イ**の形状等と同一である。

乙が当該意匠権に基づいて**甲**に対し、意匠権侵害の訴えを提起した。**甲**の意匠**イ**に係る物品**a**の製造及び納品の行為は、意匠法第2条第2項に規定する実施に該当するものとし、この行為は現在も続いている。

乙の訴えに対して**甲**が訴訟上なし得る主張について説明せよ。

なお、**乙**の出願は、冒認出願でも、変更出願でもなく、優先権の主張を伴わないものと

する。また、設問に記載した意匠登録出願以外の出願を考慮する必要はない。

【45点】